神戸市こども家庭センター一時保護所給食業務委託
実施要領（公募型プロポーザル）

１　案件名称

神戸市こども家庭センター一時保護所給食業務委託

２　業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

一時保護所は、児童福祉法第12条の４に基づき設置され、児童虐待や非行、養育困難などの理由により子どもを一時保護する施設であり、神戸市では、概ね２歳から18歳未満の子どもを保護している。

一時保護所においては、子どもの安全と権利が守られるとともに、子どもが安心して生活できる環境であることが求められ、一時保護所における食事は、子どもの発育や成長に必要な栄養量を摂取するだけではなく、子ども自身の満足感や情緒的安定を得るためにも重要である。

これらの目的を達成するため、一時保護所に入所中の子どもに対し、栄養バランス・味・外観等が優れた食事を、衛生管理や食物アレルギー対応等の配慮事項に適切に対応しながら提供する必要がある。

（２）業務内容

神戸市こども家庭センター一時保護所の入所児童等の給食業務にかかる献立作成、食材調達、調理、配膳、食器及び調理器具の洗浄、消毒等の業務全般

（別添「神戸市こども家庭センター一時保護所給食業務委託仕様書」のとおり）

（３）事業規模（契約上限額）

・2027年度金 57,238,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
・2028年度金 57,238,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
・2029年度金 57,238,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
・2030年度金 57,238,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
・2031年度金 57,238,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

合計金286,190,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の契約上限額は、各会計年度における業務委託料の支払限度額について、本市議会の予算議決及び債務負担行為の議決を経て正式に決定する予定であり、予算が成立しない場合は、契約を締結しない場合がある。また契約締結後においても、予算の減額・削除があった場合、本市は契約の変更・解除ができる。

（４）契約期間

2027年４月１日～2032年３月31日（債務負担行為に基づく複数年契約）

（５）給食の履行場所

神戸市こども家庭センター一時保護所（神戸市兵庫区上庄通１丁目１－27）

３　契約に関する事項

（１）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（２）委託料の支払い

委託金額の支払方法については、毎月払いとし、受託者からの支払請求書を受理し

てから、本市の検査を経て、30日以内に支払うものとする。なお、前金払いは行わない。本業務を遂行するために必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、仕様書に定めるものを除き、本市は契約金額以外の費用は負担しない。

（３）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（４）契約保証金

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第１項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

（５）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

４　応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

（１）地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないものであること

（２）代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる企業等でないこと

（３）会社更生法（平成 14年法律第 154号）又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと

（４）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等でないこと

（５）納期が到来している所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、地方税（神戸市）を滞納していないこと。かつ企業等の代表者がこれらの税金を滞納していないこと

（６）参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと

（７）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置 を受けていないこと

（８）暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条」に該当しないこと

５　スケジュール

（１）実施要領等の公表	2026年11月 ２ 日（月曜）
（２）参加申請関係書類の提出期限	2026年11月24日（火曜）17時
（３）質問受付期限	2026年11月25日（水曜）17時
（４）質問に対する回答	2026年12月 ４ 日（金曜）予定
（５）企画提案書・見積書の提出期限	2026年12月16日（水曜）17時
（６）提案審査会（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ）の開催	2026年12月25日（金曜）予定
（７）受託候補者の決定 ・通知	2027年１月 ７ 日（木曜）予定

６　応募手続き等に関する事項

（１）応募手続き

①受付期間

2026年11月 ２ 日(月曜)から2026年11月24日(火曜)17時まで（必着）

②提出方法
本要領８（２）に定める担当部署に、原則としてEメールで提出すること（持参は不可）。
※Eメールの件名は、「神戸市こども家庭センター一時保護所給食業務応募手続き 事業者名 」とすること。
※Eメールの送信後、本要領８（２）に定める担当部署に電話すること。
（土日祝日を除く９時00分～12時00分、13時00分～17時00分まで）
※容量の制限等によりEメール送信が困難な場合は、本要領８（２）に定める担当部署に相談すること。
③提出書類
以下に掲げる書類
1）プロポーザル参加申込書（様式１）
2）委任状（代表者以外の者の名義で申請する場合のみ）
3）事業経歴書及び業績報告書
※任意様式(直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレットの写し等で可)
※同一（一時保護所における給食業務）・類似事業に関わった実績があれば、その内容がわかる資料を添付
【神戸市の入札参加資格がない場合】
4）法人登記簿謄本（写し　提出日から起算して３か月以内のもの）
5）直近１か年の納税証明書（国税）及び、納税証明書又は滞納がないことの証明（市税）（写し可）
※ただし、営業が２年未満の者、もしくは非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
※法人以外の団体にあっては、代表者の納税証明書又は滞納がないことの証明（国税・市税）
6）誓約書（様式２）
（２）質問の受付
①受付期間
2026年11月２日（月曜)から2026年11月25日(水曜)17時まで（必着）
②提出方法
質問票(様式３)に質問を記入し、本要領８（２）に記載の担当部署宛にEメールで提出すること。その際の件名は、「神戸市こども家庭センター一時保護所給食業務についての質問　事業者名」とする。なお、この提出方法以外による質問は一切受け付けない。
※Eメールの送信後、本要領８（２）に定める担当部署に電話すること。
（土日祝日を除く９時00分～12時00分、13時00分～17時00分まで）
③回答
2026年12月４日(金曜)までの間に全応募事業者に対して、Eメールにより回答予定。なお、回答は、実施要領記載事項の補完、追加、修正事項とみなす。
（３）企画提案書等及び見積書の提出
①受付期間
2026年12月４日(金曜)から2026年12月16日(水曜)17時まで（必着）
②提出方法
本要領８（２）に定める担当部署に、原則としてEメールで提出すること（持参は不可）。
※Eメールの件名は、「神戸市こども家庭センター一時保護所給食業務企画提案書

事業者名」とすること。
※Eメールの送信後、本要領８（２）に定める担当部署に電話すること。
（土日祝日を除く９時00分～12時00分、13時00分～17時00分まで）

③提出書類

1）企画提案書　提出書（様式４）及び本体（様式４―２）
2）献立表（様式５）
3）見積書（様式任意）

※企画提案書　本体及び献立表については、いずれのページにも提案事業者名、業務従事者名、及び提案事業者名を類推させるロゴや情報等を一切記載しないこと。

④提出書類作成上の注意事項

1）企画提案書(本体)（様式４―２）

・様式の項目（シート）ごとに１頁に収まるように作成すること。
・「１組織体制」、「２基本方針」、「３業務の実施」、「４人材育成」、「５衛生管理」、「６アレルギー対応」、「７食中毒等の対応」、「８食生活」、「９その他自由提案」について、本要領７（１）に定める選定基準を踏まえ、明確に記載すること。

2）献立表（様式５）

・様式５に記載している「献立作成要領」のとおり作成すること。

3）見積書（様式任意）

・見積書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
(a)見積年月日
(b)見積書の有効期限（2027年４月30 日以降の日付とすること）
(c)事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先、担当者の氏名及び連絡先
(d)契約全期間及び年度ごとの見積額

※費用の内訳額及び総額、消費税及び地方消費税額を含めた総額を記載すること。
※内訳額については、人件費と物件費ごとに、人件費については人員配置体制、物件費については業務の事業費の積算が分かるものとすること
※費用総額は本実施要領に定める契約上限額までとする。

7　選定に関する事項

（１）選定基準

次に示す評価項目に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

提案要求事項	評価項目	評価の視点	配点
①実施体制・実施方針	1）組織体制	事業者として一時保護所給食を提供することに適した組織体制か。	25
	2）基本方針	・施設での給食業務に関する基本方針が適切に示されているか。 ・健康管理、増進の視点を持ち、きめの細かい対応の提案があるか。	25
	3)業務の実施	(a)着実な業務遂行のための体制・仕組が整っているか。責任者の経験・資格は十分か。 従事者は無理なく配置されているか。	25
		(ｂ)平常時・緊急時ともに本社等からの支援体制が整っているか。	25
		(ｃ）社員の平均勤続年数やパートの比率、社員・パートの定着率はどうか。また定着率の向上に取り組んでいるか。	25
	4）人材育成	・従事者は施設での給食における基本的な調理技術を備えているか。 ・適切な従業者への教育指導又は訓練の体制及び研修体制（衛生管理、アレルギー食、調理技術の向上等）は整っているか。	25
		小計	**150**
②衛生管理・危機管理体制	1）衛生管理	・衛生管理の重要性を認識し、HACCPに沿った衛生管理のプログラムを組織的に構築しているか。 ・衛生管理マニュアルが整備されているか。	25
	2）アレルギー対応	(a)食物アレルギー事故を起こさないための取組は十分か。	25
		(b)食物アレルギー事故発生後の適切な仕組みはあるか。	25
	3）食中毒・異物混入、感染症、及び現場でのトラブル等への対応	(a)食中毒、異物混入の事故状況およびそれにより行政指導を受けた事例がないか。	25
		(b)食中毒、異物混入等の事故を起こさないための取組は十分か。	25
		(c)食中毒、異物混入等事故、感染症、及び現場でのトラブル等発生後の対応に適切な仕組みはあるか。 適切な業務代行者が想定されているか。	25
		小計	**150**

③食事提供の内容	1）食生活	(a)不適切、不安定な食生活を送ってきた児童の、食生活改善を図るための提案が行われているか。	50
		(b)学齢児の食育についての取組の提案が行われているか。	50
		(c)緊急で入所した児童への食事提供について考えているか。	50
	2）献立作成	(a)子どもが喜ぶメニューになっているか。	50
		(b)幼児向けと中学生向けの内容になっているか。	50
		(c)年齢に応じたエネルギー量、栄養バランスが摂取できる献立か。	50
		(d)食物アレルギーへの対応は適切か。	50
		小計	**350**
④その他	自由提案	提案者の強みを活かし、サービス向上のための提案が行われているか。	**50**
⑤類似業務実績の豊富さ	類似業務の受託実績	類似業務の受託実績が豊富であるか。 ・一時保護所における給食業務の実績がある場合　100点 ・類似業務（児童関係施設の給食業務）の実績がある　70点 ・類似業務（その他の施設の給食業務）の実績がある場合　60点	**100**
⑥地元企業に対する優先的取り扱い	提案者の本社・支店等の所在地が神戸市内であること	市内企業を優先的に取り扱う ・本店を市内に有している場合は　100点 ・支店等を市内に有している場合は　50点 ・いずれも有していない場合は　0点	**100**
⑦価格点 （入札金額評価点）	$100点 \times \frac{全参加事業者の中で最低の見積金額}{企画提案事業者の見積金額}$	・全参加事業者の中で最低の見積金額を提案した事業者は100点となる。 ・小数点以下は切り下げる ・見積金額が本書２（３）の契約上限額を超えている場合は選定しない。	**100**
		合計	**1,000**

※合計600点を満たさない場合は、契約候補者として選定しない。

（２）選定方法

①本企画提案の審査については、本業務の受託候補者に係る選定委員会による提案審査会において審査を行い、その意見を受けて、契約候補者を選定する。

②選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

③審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、前記（１）③「食事提供の内容」の項目の点数が高い事業者を契約候補者として決定する。

④提案審査会（プレゼンテーション）

１）開催日時　2026年12月25日(金曜)（予定）

２）場所　神戸市兵庫区上庄通１丁目１－27 神戸市こども家庭センター内（予定）

３）方法

(a)企画提案書によるプレゼンテーション
　　モニターは使用可能。追加資料の配布は不可。

(b)感染症の感染拡大等の社会情勢によっては、オンラインでのプレゼンテーションに変更する場合がある。

(c)プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(d)プレゼンテーションの時間は、セッティングにかかる時間を含み１提案者20分以内とする。その後、質疑応答の時間を設ける。

(e)プレゼンテーションは非公開とする。

(f)プレゼンテーションの際は、提案者が特定できる情報の発言等は行わないこと。

(g)本業務に応募する者が１者であっても、提案審査会を開催する。

(h)その他提案審査会の実施方法の詳細については、企画提案書を提出した参加者に改めて通知する。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

②他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

③事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

④提出書類に虚偽の記載を行うこと

⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

選定されなかった事業者に限り、結果の通知を受けた日の翌日から起算して７日（本市の休日を除く。）以内に、当該事業者が選定されなかった理由について、書面により説明を求めることができる。ただし、説明内容に対する問合せ・異議等については応じない。

（５）契約の締結

①上記により選定された契約候補者と協議のうえ契約を締結する。
（契約候補者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。）

②契約候補者として選定された場合でも、契約完了までは「委託予定先」としての位置づけとなる。なお、実施の準備行為等に係る経費が発生していても本市に請求することはできない。

８　その他

（１）提案に要する費用、条件等

①企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

②採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

③すべての企画提案書は返却しない。
④提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
⑤期限後の提出、差し替え等は認めない。
⑥参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
⑦委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
⑧本募集要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。

（２）担当部署（書類提出先・問合せ先）

所属名	神戸市こども家庭局こども家庭センター総務係
所在地	〒652-0862　神戸市兵庫区上庄通１丁目１－27
電話番号	078-599-7660
ｍａｉｌ	kodomo-katei-center@city.kobe.lg.jp

【様式１】

プロポーザル参加申込書

年　　月　　日

神　戸　市　長　　あて

所　在　地

商号または名称

代 表 者 名

下記業務に係るプロポーザルに参加したいので，資格審査を申請します。
また，この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実に相違ないことを誓約します。

記

１ 件 名　　神戸市こども家庭センター一時保護所給食業務

２ 提出書類
（１） 事業経歴書及び業績報告書
※任意様式(直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等で可)
※同一・類似事業に関わった実績があれば、その内容がわかる資料を添付
（２）委任状（代表者以外の者の名義で申請する場合のみ）

【神戸市の入札参加資格がない場合】
（３）法人登記簿謄本（提出日から起算して3ヶ月以内に発行されたものの写し）
（４）法人税、消費税及び地方消費税、地方税（神戸市）の各納税証明書の写し（直近１年分）
※滞納がないことを証明する納税証明書によること
※ただし、営業が２年未満の者、もしくは非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
※法人以外の団体にあっては、代表者の納税証明書又は滞納がないことの証明（市税）
（５）誓約書（様式2）

３ 連絡先
(1) 部　　署　　名：

(2) 担　当　者　名：

【様式２】

神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

年　月　日

神戸市長　　あて

住　　所
氏名又は名称
及び代表者名

「神戸市こども家庭センター一時保護所給食業務」に関するプロポーザルに参加するにあたり、神戸市が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約等から暴力団等を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　暴力団等の排除に関すること

(1) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれにも該当しません。

(2) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。

(3) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は本契約の履行に関連する契約の相手方(以下、「下請負人等」という。)としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請人の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

(4) 当該契約に関して元請として下請等と契約を締結した際、下請負人等に対し神戸市長あて誓約書の提出を求め（一次下請が二次下請と契約を締結した際は、二次下請に対し神戸市長あて誓約書の提出を求め、以降全ての下請負人間の契約についても同じ。）、元請の責任において貴市に対して当該誓約書の提出を行います。

また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。

(5) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

【様式３】

年　　月　　日

質 問 票

神戸市長　あて

「神戸市こども家庭センター一時保護所給食業務」公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に関して、下記のとおり質問票を提出します。

質問者	法人・団体名	
	部署・職名	
	担当者名	
	TEL	
	E-mail	

質問票枚数
枚中　　枚目

資料名		ページ	
項目名			
質問内容			

・　質問は、本様式１枚につき１問とし、簡潔にまとめて記載してください。

【様式４】

年　　月　　日

企画提案書提出書

神戸市長　あて

(申請者)
所在地
法人・団体名
代表者役職・氏名

(申請に関する担当連絡先)
部署・職名
氏名
TEL
E-mail

下記の委託事業者募集について、別添のとおり企画提案書を提出します。

記

件　名　　神戸市こども家庭センター一時保護所給食業務

【提出書類】
・企画提案書（本体）　（様式４-２）

・献立表　　（様式５）

・見積書　　（様式自由）